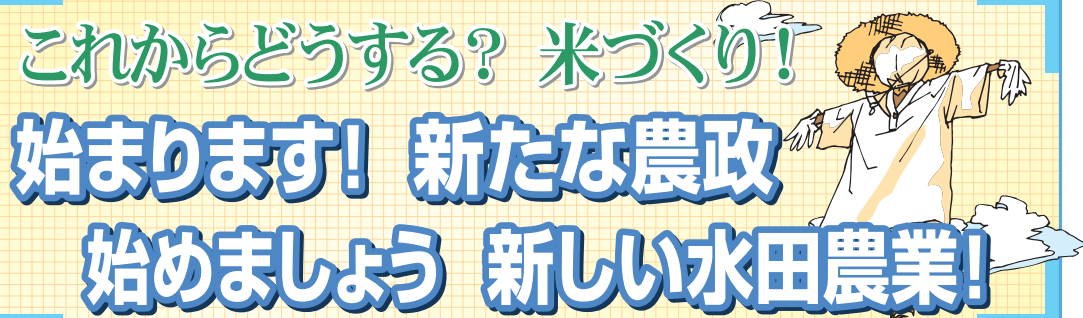




稲作農家の経営安定や食料自給率の向上を目指す国の新たな制度が始まりました。

戸別所得補償モデル対策 [加入申請期限は6月30日です]

米戸別所得補償 モデル事業



米の生産数量目標を達成した販売農家の主食用米の作付面積（一律10a控除）に基づいて、補償対象の米価水準まで国が所得を補償します。

交付単価

- 定額部分： 15,000円/10a
- 変動部分： 22年産の販売価格が、過去3年の販売価格を下回った場合に、その差額を基に算定

調整水田等の有効活用

農業収益を向上するため、調整水田や自己保全管理水田も有効に活用しましょう。
大豆や園芸作物の作付のほか、稲作技術を活用できる飼料用米や加工用米等に取組みましょう。

調整水田等の改善計画

調整水田や自己保全管理水田を持ったまま米の生産目標を達成する予定の方は、今後2～3年程度の間に取り組む内容を記載した「調整水田等の改善計画」を市町村に提出し認定を受ける必要があります。

● 取組内容の例

- そばを作付け、～に販売する。
- 担い手の〇〇さんに、作業委託する。
- 集落営農に参加して利用を図る。



水田利活用 自給力向上事業



水田を活用して麦、大豆、米粉・飼料用米等の作物生産を行う販売農家に対し、国から直接、交付金が支払われます。

対象となる作物

麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a + 地域加算や県・市町村・JA独自助成
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	80,000円/10a
そば、なたね、加工用米	20,000円/10a + 地域加算や県・市町村・JA独自助成

その他作物	5,000～15,000円/10a (品目により異なります。単価調整を行う場合があります。)
二毛作助成	15,000円/10a

地力増進作物等も対象

レンゲなどの地力増進作物やコスモスなどの景観形成作物を植え付けても、交付金(5,000円/10a)が支払われます。



作物別の助成金額や、その他作物に該当する作物については、4ページを御覧ください。

交付要件

- 米の生産数量目標を達成できない場合でも、この事業の対象になります。
- 捨て作りの場合には、交付金は支払われません。
- 実需者との出荷契約等が必要です。

対象作物毎の交付単価や交付要件等の詳細については、福島農政事務所・地域課、もしくはお住まいの市町村、県農林事務所、JA、地域水田農業推進協議会にお問い合わせください。

戸別所得補償モデル対策以外で、 水田を有効活用した作物生産を支援する主な事業をご紹介します。 積極的に活用し、農業所得の向上、経営の安定化に生かしましょう。

大豆・麦等への支援

大豆、麦、そばは、本県の持続的な水田農業や集落営農推進、及び耕作放棄地の解消等に貢献し、県民への食料安定供給と食料自給率の向上にとって重要な役割を発揮してきました。
今後とも、これらの作物の生産力を強化し農家の経営安定を図るため、優良産地の育成を支援します。



利用できる主な事業

◆大豆・麦優良産地育成緊急対策事業【県事業】、 大豆・麦産地育成助成【JA中央会事業】

大豆・麦生産の担い手である水田経営所得安定対策加入者が、農地集積により大豆・麦の生産を行う取組みに対して助成する。さらに、JAを通じて出荷・販売する生産者に対しては、JAグループより上乗せ助成を行う。
(助成単価: 県4,000円/10a、JA中央会1,000円/10a)

◆産地生産力強化総合支援事業(水田フル活用自給力向上支援対策)【県事業】

大豆・麦・そばの生産拡大と品質向上、産地の強化に必要な機械の導入を支援する。(補助率3/10～4/10以内)

◆自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業【国事業】

小麦 パン・中華麺用小麦の作付拡大に対し一定額が補助される。(作付拡大面積に応じて定額助成)

大豆 大豆300A技術等新技術の導入(実証展示ほ)に対し一定額が補助される。
産地と実需者との間で3年以上の栽培契約(価格、数量等も含む契約)を行う場合、一定額が補助される。(販売契約数量に応じて定額助成)

◆作付拡大条件不利補正交付金【国事業】

水田経営所得安定対策の加入者に、固定払の助成対象とならない19年産以降の麦・大豆の作付拡大面積に対して、固定払相当額を助成する。(定額)

稲WCS・飼料用米への支援

近年、バイオエタノール需要の高まりにより、配合飼料価格も高止まりで推移しています。

このような状況の下、畜産の持続的かつ安定した発展のため、輸入穀物に過度に依存しない自給飼料の利用を中心とした経営への転換が求められています。県内では、地域の畜産農家と耕種農家が連携し、水田を有効活用して稲WCSや飼料用米の生産に取り組む地域が増えています。

稲WCS

稲WCS(稲ホールクロップサイレージ: 稲発酵粗飼料)は、栄養価が高く牛の嗜好性も良い、国産の良質な自給飼料として有望視されている飼料です。福島県の飼料生産基盤を強化するための粗飼料のひとつであり、耕種農家における生産の拡大及び畜産農家での利用体制の整備に向けた支援を行います。

利用できる主な事業

◆水田活用型自給飼料生産拡大緊急対策事業【県事業】

●稲WCS生産体系移行支援

WCS用稲の作付面積を拡大する取組みに対して助成する。(助成単価: 15,000円/10a以内)

●耕畜連携型稲WCS生産体制確立支援

地域において耕種農家、畜産農家等で構成する農業者集団等が、新たに稲WCSを生産し畜産農家に供給する取組みに対して、必要な機械の利用料等を補助する。
(補助率 1/2以内 補助額上限 50万円)

◆耕畜連携粗飼料増産対策事業【国事業】

WCS用稲等の粗飼料を作付けした水田へ、供給先の畜産農家からの堆肥を散布する取組みに対して助成する。

飼料用米生産ほ場のわら利用、水田放牧、粗飼料新規作付畑への堆肥散布に対しても助成する。

(助成単価: 13,000円/10a以内)

◆産地生産力強化総合支援事業(水田フル活用自給力向上支援対策)【県事業】

WCS用稲等の飼料作物の生産拡大に必要な機械の導入を支援する。(補助率 4/10以内)

◆水田活用型自給飼料利用体制整備事業(稲WCS利用体制緊急整備事業)【県事業】

和牛繁殖農家を含む集団が稲WCSを新たに利用する取組みに対して、資材等の購入費を補助する。

(補助率 1/2以内 補助額上限 60万円)

飼料用米

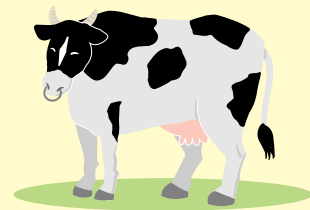
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議では、飼料用米生産農家、畜産農家、米穀集荷団体、飼料会社などの連携推進、飼料用米の生産性向上や利用促進のための需給調整・調査研究を行うことを目的に、平成20年7月、『飼料用米専門部会』（事務局：J A 福島中央会）を設立し、飼料用米の生産拡大と県内実需者の開拓などに積極的に取り組んでいます。

平成22年度は、国の水田利活用自給力向上事業の実施により、さらなる飼料用米の生産拡大が見込まれることから、より一層の県内実需者の開拓、需要と供給のマッチング等の活動を進めていきます。

利用できる主な事業

◆自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業【国事業】

産地と実需者との間で3年以上の栽培契約（価格、数量等も含む契約）を行う場合、一定額を補助する。（当該年度内の販売数量に応じて定額助成）



米粉用米への支援

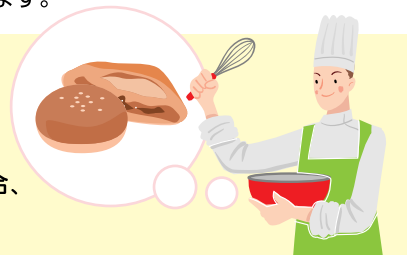
平成22年度は、水田利活用自給力向上事業の実施により、米粉用米の作付けに対し、10a当たり8万円が交付されますが、交付にあたっては、生産者と食品加工企業等との間での出荷契約等が要件となっています。

こうした状況を踏まえ、これから、県産米粉の確かな販路確保・拡大がますます重要になることから、平成22年1月に、生産から加工、販売までの各段階の関係団体等を構成員とする『ふくしま米粉需要拡大連絡会議』（事務局：J A 福島中央会）が設立され、今後、食品関連企業等のニーズを踏まえた県産米粉の販売戦略を樹立するとともに、県内外における県産米粉の大口需要確保に向けた販売促進活動などに積極的に取り組んでいきます。

利用できる主な事業

◆自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業【国事業】

産地と実需者との間で3年以上の栽培契約（価格、数量等も含む契約）を行う場合、一定額を補助する。（当該年度内の販売数量に応じて定額助成）



園芸作物への支援

水田農業を支える生産者の高齢化が進んでおり、多くの場合、労働力不足や技術習得・設備投資が困難なことから水田への園芸作物の導入・拡大が進んでいません。

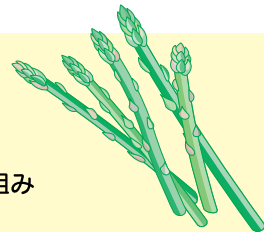
このため、地域水田農業ビジョンに位置づける振興品目をこれまで以上に作付拡大し、水稻に園芸作物を適切に組み合わせた水田農業経営の確立を図るため、作業受託体制の整備や排水対策の実施など、総合的な仕組みづくりを推進し、収益性の高い野菜・花き等園芸作物の水田への導入・拡大を進めることが重要です。

地域水田農業ビジョンに位置づけるアスパラガス、ブロッコリー、りんどう等の振興品目の生産拡大や、県育成オリジナル品種であるアスパラガス「ハルキタル」、りんどう「ふくしまかれん」・「ふくしまさやか」等の積極的な導入拡大を図るため、園芸作物のほ場づくり、定植、防除等の作業受託組織の育成や苗生産の支援など、園芸作物の導入を支える仕組みづくりを積極的に推進します。

利用できる主な事業

◆産地生産力強化総合支援事業【県事業】

地域水田農業ビジョンで推進する園芸品目の種苗供給、作業受託、機械の共同利用等の仕組みを構築するために必要な機械の導入に対して助成する。（補助率 3/10～4/10以内）



平成22年度の水田転作作物に対する助成措置

◆国の『水田利活用自給力向上事業』は、全国統一単価を基本としていますが、麦・大豆や園芸作物等については、前年度と比較し助成水準が低下する地域において作付継続が困難とならないよう、激変緩和調整を実施するとともに、県単助成や市町村・JAによる上乗せ助成を予定しています。

◆なお、激変緩和調整分及びその他作物分は、計画に対して実作付面積が増減した場合には、単価を減額調整いたします。

【表1】作物別の助成単価（10a当たり）

作物	水田利活用自給力向上事業		県事業 JA中央会事業 ③※1	助成額計 ①～③計※2	自給力向上事業 激変緩和調整 地域段階調整 ④	市町村助成 JA助成 ⑤
	基本助成 (全国統一) ①	激変緩和調整等 県段階調整 ②				
戦略作物	麦		+5,000円	45,000円	+	各地域水田農業推進協議会が設定します。
	大豆		+5,000円	45,000円		
	飼料作物			35,000円		
	新規需要米			80,000円		
	米粉用米			80,000円		
	飼料用米			80,000円		
	WCS用稲			20,000円		
	そば			20,000円		
	なたね			20,000円		
	加工用米			20,000円		
その他作物 ※表2参照	A	+5,000円		15,000円		市町村・JAが設定する場合があります。
	B			10,000円		
	C	-5,000円		5,000円		
二毛作助成		15,000円		15,000円		

不作付地（調整水田等）

助成対象外

※1 大豆・麦優良産地育成緊急対策事業（県事業）、大豆・麦産地育成助成（JA中央会事業）

※2 ①から③までの助成額の合計です。さらに、各地域水田農業推進協議会による激変緩和調整（④）や市町村・JA独自助成（⑤）が設定される場合があります。麦・大豆については、これに加えて、水田経営所得安定対策の生産条件不利補正交付金（固定払）が支払われます。また、規模拡大や転作拡大による麦・大豆の作付拡大分については、作付拡大条件不利補正交付金により固定払相当分が支払われます。

※3 麦・大豆の激変緩和調整（県段階調整）の対象者・対象面積

■助成対象者：平成21年度の麦・大豆作付に対して4万円／10a以上の産地確立交付金の助成を受けていた者のうち、水田経営所得安定対策の加入者
■助成対象面積：平成22年度の麦・大豆作付面積

【表2】「その他作物」に該当する作物（予定）

区分		対		象		作		物	
その他作物	A	アスパラガス	きゅうり	ねぎ	日本なし	もも	トルコギキョウ		
		いちご	トマト（ミニトマト、加工用含む）	ブロッコリー	ぶどう	りんご	りんどう		
		キャベツ	にら	ほうれんそう					
	B	あさつき	サラダ菜	たまねぎ	みずな	あけび	あじさい	宿根かすみそう	ゆり
		うど	サンチュ	ちんげんさい	みやまいらくさ	いちじく	アスター	スイトピー	リアトリス
		うるい	シイタケ	なす	みょうが	うめ	アルストロメリア	スターチス	
		えだまめ	シオデ	なばな	メロン	おうとう	カーネーション	ストック	小豆
		かぼちゃ	じゅんさい	にんじん	ヤーコン	かき	カキツバタ	ダリヤ	えごま
		かぶ（赤かぶを含む）	しそ	にんにく	やまのいも	キウイフルーツ	カラー	デルフィニウム	加工用青刈り稲
		菊いも	しどけ	はくさい	レタス	くり	きく（小ぎくを含む）	ナツハゼ	ぎんなん
		きのこ	しゅんぎく	ハーブ	れんこん	すもも	クジャクソウ	なんてん	こんにゃくいも
		行者にんにく	すいか	ばれいしょ	わらび	西洋なし	グラジオラス	バラ	飼料用かぼちゃ
		ごぼう	スイートコーン	葉わさび		ブルーベリー	さくら	ヒペリカム	葉たばこ
		こまつな	せり	ピーマン		プルーン	シクラメン	ひまわり	はとむぎ
		サツマイモ	ぜんまい	ふき			シネリリア	ポインセチア	ハナマメ
		さといも	そらまめ	ふきのとう			（サイネリア）	ミナツキ	ひまわり（油用）
		さやいんげん	だいこん	マコモダケ			芝	ユウカリ	おたねにんじん
さやえんどう	たらの芽	みつば			しゃくやく	ユキヤナギ	落花生		
C	地力増進作物（レンゲ、クローバ類 等）								
	景観形成作物（コスモス、ひまわり、菜の花 等）								

注）果樹等については、表2の品目であって、①21年度において産地確立交付金による当該品目への助成が行われた水田、②22年度に当該品目を新植する水田で生産するものを助成対象とします。

なお、21年度の産地確立交付金において果樹等に対して助成対象期間を定めており、21年度が助成最終年度となっているものがある場合は、当該水田の果樹等は助成対象となりません。

このパンフレットに
関する問い合わせは

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務局（福島県水田畑作課）
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 TEL.024-521-7369 FAX.024-521-7942



「大豆インキ」を使用して印刷したものです。